

【第 47 回審議会概要（主な意見等）】

審議事項（1）米原市人権意識調査（2022年度）報告書概要版について

事務局：令和4年度に実施した米原市人権意識調査の報告書概要版について、会長および事務局から説明し審議を行った。【詳細説明略】

委員：「6 家族に関わる人権について」の、表が小さく見づらい。表を大きくするか、ハイライトをするかの工夫が必要。また、コメント欄の「3歳児神話」について何か説明が必要だと思う。その他に、それぞれのグラフも縦軸の項目を右寄りに揃えた方が良い。「9 全体を通して」の人権教育についての記述は、学校現場は道徳の時間や人権週間の取組等、人権教育についていろいろな工夫をしているので、「人権教育の課題が明らかになったと言えます。」と書かれると、学校現場の責任だけのように感じてしまう。もう少し細かくどういう課題があるのか詳しく記載されているなら納得する。

委員：人権委員は人権教室を年に1回行っている。その1回でいかに子どもたちに印象を残してもらうかを考えながら取り組んでいる。人権学習は日常から行うことが大切で、そういう部分について意識調査を今後行っていけたらよいと思う。

委員：学校では人権教育を熱心にされている。いじめなどの問題が「人権」と結びついていないので、人権意識調査の結果としては悪くなると思う。

委員：子どもから聞いたり、お便りで発信されているが、学校ではいろいろな人権教育をされていると思う。問題は、教育だけではなく、遊びや喧嘩などの日常の体験が少ないこともあると思う。今の子どもたちは学校から帰宅したら、宿題をして、習い事に行く。親も仕事に行っているのでみんなが忙しく、そのような機会が少なくなっている。また、相談に関しても、子どもたちは怒られたり笑われたりするのではないかと考えて相談できないと思う。些細なことでも、相談できる環境作りが大切である。

委員：人権教育について「同和教育」と結び付けている人もいると思う。

会長：今回の設問は「学校で差別や人権に関する教育を受けたか」としており、「人権教育を受けたか」という聞き方ではない。このような聞き方にすると、人権教育という科目があると思われて「受けたことはない」という回答が多くなると思う。

委員：概要版に学校での人権教育について記載していないのに、最後だけそのことを載せることに違和感がある。

委員：人権教育については世代によっても違ってくると思う。また、別の委員が言っていた相談についてだが、身近に相談できる場所が必要だということが、今回の報告書でも示されており、今後の課題を明確にして啓発していく事が大切

である。「7 人権の視点から問題のある行為について」の項目で「ク 民間企業で知的障がい者や精神障がい者の雇用が進まないこと」についてだが、身体障がい者等の記載がないのはなぜか。

会長：民間企業での障がい者の法定雇用率が高いところでは、身体障がい者の割合が高く、今回設問した方たちの雇用率が低いという課題があり、そのことから絞って設問している。

委員：「3歳児神話」についてだが、一般的に知られている言葉なのか。

会長：「3歳児神話」については、ボウルビィというイギリスの精神科医が、戦災孤児が施設養育される中で特に2歳までの子どもたちは愛着障害を起こしやすいと提唱した。それが日本に広まった際に、「施設養育」という言葉が、「母親がいない」という言葉に変わってしまった。しかしながら、1980年以降は根拠がないということで、「3歳児神話」と呼ばれるようになった。このことについては、必要であれば注釈や言い換えを行う。

委員：「人権教育の課題」を「人権教育啓発の課題」にするのはどうか。

会長：啓発については、設問していないので記載できない。また、「内容を覚えていない」の回答が多かった件については、高齢の方が多かったという訳ではなく、若い人の回答も多かった。今回、概要版に載せなくても、学校現場や教育委員会へ課題として共有する方向にしても問題ないと思う。大学で長く人権教育をしている際に、学生に話したりアンケートをとったりしているが、「よく覚えていない」と回答する学生が多い。そして「つまらなかった」と回答する学生もおり、理由としては「同和教育がピンとこない」「リアリティがない」「差別してはいけませんの繰り返しで、なぜ差別があるのか、どうして特定の人たちが差別されるのかなどが聞けなかった。」などがある。

今回の意見を取りまとめ、第2案を書面にて意見をいただき、修正後公表へ進めることとした。

審議事項（2）その他

①新型コロナウイルス感染症による人権相談件数

事務局：前回意見のあった新型コロナウイルス感染症に関する事項について、事務局から説明した。【詳細説明略】

《委員から意見等なし》

審議事項（２）その他

②米原市人権施策基本方針改訂に向けて

事務局：来年度米原市人権施策基本方針改訂に向けて、事務局から説明した。【詳細説明略】

委員：項目が増えることは、冊子のページ数も増えるということか。

事務局：そうである。しかしながら協議の上、今までの記載についても精査していきたい。

委員：こども基本法についてだが、こども家庭庁が設置され、国、県、各市町と横断的に取り組む必要がある。そのような観点から、それぞれの人権課題の項目に加える必要はあるか。

会長：現行の基本方針は４年前に改訂されたものであり、今までの変化もふまえて改訂していく事になる。子どもの人権については、大切なことであるから記載はすべき。また、新しい法律ができたということは、取り組む根拠となるので、どのような内容であるかを踏まえた上で、進めていく。

委員：「その他様々な人権」について新型コロナウイルス感染症においての人権については、「感染症と人権」という枠組みで取り扱ってよいと思う。しかし、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を取組んでいる米原市としては、別項目にあげてもよいと思うが、セクシャルマイノリティと人権については別項目にあげられるものなのか。また、その他の部分に項目が多く感じられるが、こういう載せ方だと、市としてどれに力を入れているのか、重要に思っているのかと見えるので考えるべき。

会長：その他に含まれているから問題性・重要性が低いわけではない。それぞれの当事者にとってはそれぞれが深刻な問題であるのは変わらないので、冒頭にそのような旨を記載していく事もできる。もう一つの案としては、国の法律がその課題に対してあるかないかとしてもよいと思う。性的マイノリティに関しては、LGBT 理解増進法が施行されたので、そういった法律や条例がある課題については独立させるなどという基準を付ける。そうしないと米原市が人権問題について順位を付けているという誤解を招いてしまう。

委員：「社会モデル」について本文の説明だけだと足りないと思う。もう少し説明を加えるべきでは。また、今回事務局が用意した資料３の用語に関しても解説として必要なものがあると思われる。

委員：人権意識調査の、人権侵害について「公的な機関に相談した」人が少なく、「黙って我慢した」人が多いという結果から、基本方針に相談機関の情報等を載せるべきなのでは。

委員：米原市内の外国籍の多くの人たちが 1990 年の入管法改正のタイミングで来られている。現在その方たちの多くが定年を迎えており、今後介護福祉の課題が出

てくる。先般の福祉計画等には「外国籍市民含む」という一文しかないので、そういった事についても載せてほしい。

委員：基本理念の部分に、こども基本法制定や「LGBTQ」などの言葉の変化についても載せていくべきである。また、SDGsについて、現行の基本方針に載せているが、もう少し人権と繋がるように記載すべき。

委員：基本方針の記載の例の書き方についてだが、すべて「女性」を用いているが、例を入れる必要があるのか。また、「社会モデルの視点」として別枠での記載があるが、こちらも必要なのか。

会長：大学の経験において「人権問題＝差別問題」と考える学生が多い。これは、学校での人権教育で様々な差別事例をあげながら人権の大切さを学ぶという方法が多いので「人権問題は自分には直接関係がない」ととらえてしまっているからである。また、今回の意識調査の結果で、権利の理解が低いことが分かっている。自分の持っている権利を知らなければ、行使することもできないので、人権の問題は自分の問題なのだというのを、基本理念のところに強調していただきたい。

次回、今回いただいた意見を基に案を作成し、次回審議会において意見をいただくこととした。

事務局：謝辞を述べ、審議会を終了した。